

認定取消後の残余財産の帰属が問題となった事案

資料 3 - 2

認定取消に至る経緯	残余財産の動き	結 果
<p>(公財) T法人【勸告・認定取消】</p> <p>○社会的弱者のために広い土地を利用した施設を運営するとして公益認定を受けたが、実際には、社会的弱者に関する広報や審査など一切行わず。</p> <p>○営利事業者に施設運営に関係する物品の独占販売を認める業務提携契約を締結（特別の利益の供与）</p> <p>○事業内容や監査体制について、虚偽の内容の書面を行政庁に提出。</p>	<p>○T法人は、公益認定法第5条第17号に規定する「類似の事業を目的とする他の公益法人」に該当しない（公財）U法人に、残余財産である左欄の土地の登記を移転。</p> <p>○行政庁からT・U両法人に法制度上の問題点を指摘し、移転登記の抹消を事実上働きかけた。</p>	<p>○土地の移転登記が抹消され、一般財団法人となったT法人に登記が戻る。</p> <p>○認定取消から1か月以内に贈与計画が成立しなかったことにより（公益認定法第30条第1項）、この土地は都道府県への贈与が成立したものとみなされた。</p>